

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年11月1日 至 令和4年10月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 愛華会
- ① 社団 (出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市三浦町1番15号 NSビル1F

(3) 設立認可年月日 平成30年 3月 1日

(4) 設立登記年月日 平成30年 3月13日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	筒井 華世	医療法人 愛華会 つつい歯科医院管理者
理事	筒井 泰昭	
同	筒井 茂子	
同	前田 珠美	
監事	前田 雄次	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
歯科医院	つつい歯科医院	長崎県佐世保市三浦町1番15号 NSビル1F	0床

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年12月25日 令和3年度決算の決定

令和4年10月31日 理事、監事の選任、辞任の承認

様式 3 - 2

法人名 医療法人 愛華会

※医療法人整理番号

所在地 佐世保市三浦町1-15 NSビル1F

貸 借 対 照 表
(令和 4年 10月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	80,848	I 流 動 負 債	6,004
II 固 定 資 産	43,429	II 固 定 負 債	76,059
1 有 形 固 定 資 産	34,245	負 債 合 計	82,064
2 無 形 固 定 資 産	×××	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	9,184	科 目	金 額
		I 基 金	13,000
		II 積 立 金 (うち代替基金)	
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 785
		純 資 産 合 計	12,214
資 産 合 計	94,278	負 債 ・ 純 資 産 合 計	94,278

様式4-2

法人名 医療法人 愛華会

※医療法人整理番号

所在地 佐世保市三浦町1-15 NSビル1F

損 益 計 算 書

(自 令和 3年 11月 1日 至 令和 4年 10月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	97,940
2 事業費用	97,384
本来業務事業利益	556
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	556
II 事業外収益	485
III 事業外費用	616
経常利益	426
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	426
法人税等	71
当期純利益	355

様式 2

法人名 医療法人 愛華会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市三浦町1-15 NSビル1F

財 産 目 録

(令和 4年 10月 31日現在)

1. 資 産 額	94,278 千円
2. 負 債 額	82,064 千円
3. 純 資 産 額	12,214 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	50,848
B 固 定 資 産	43,430
C 資 産 合 計 (A+B)	94,278
D 負 債 合 計	82,064
E 純 資 産 (C-D)	12,214

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人愛華会

理事長 筒井 華世 殿

私は、医療法人愛華会会の令和3会計年度（令和3年11月1日から令和4年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。 その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年3月28日

医療法人愛華会

監事 前田 雄次

